

議員案第1号

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書を別紙の
とおり提出する。

令和3年12月9日

提出者	矢板市議会議員	佐 貫	薫
賛成者	〃	神 谷	靖
〃	〃	中 里	理 香
〃	〃	高 瀬	由 子
〃	〃	宮 本	妙 子
〃	〃	中 村	久 信

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された状況においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定される。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態においても、審議、表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ本会議を開けず、議決機関として市民の期待に応えることはできない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められる。

世界的にも情報通信技術が発展し、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。しかしながら、我が国においては、地方自治法第 113 条及び第 116 条第 1 項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上、困難とされている。

一方で、総務省は令和 2 年 4 月 30 日付総行第 117 号において、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でもオンライン化ができれば議会としての意思決定プロセスは完結できず、議案審議上の利点は限られる。

よって、国及び政府においては、委員会審査におけるオンライン化の意義を認めるのであれば、本会議への導入も同様に是認すべきであり、本会議への参加、表決の意思表示がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法における招集、応招、出欠席、表決等の規定を速やかに改正することを強く要請する。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 1 2 月 9 日

矢板市議会議長 今井 勝巳

内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣 あて